

○米沢市景観条例施行規則

平成22年3月31日

規則第2号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 景観計画（第2条―第7条）

第3章 雑則（第8条）

第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、景観法（平成16年法律第110号）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び米沢市景観条例（平成22年米沢市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 景観計画

（景観形成重点地区の告示）

**第2条** 条例第9条第3項による告示の内容は、次のとおりとする。

- (1) 指定の年月日
- (2) 景観形成重点地区の名称
- (3) 景観形成重点地区の範囲

（行為の届出）

**第3条** 省令第1条第1項及び条例第12条第1項に規定する届出書は、景観計画区域内における行為の届出書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第12条第1項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

- (1) 条例第11条第1号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採に限る。）にあつては、次に掲げる図書
  - ア 採取又は掘採の方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
  - イ 廃土の堆積方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
  - ウ 採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺100分

の1以上のもの

(2) 条例第11条第2号に掲げる行為にあつては、堆積する場所及び方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

3 景観法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書(様式第2号)を提出して行うものとする。

4 景観法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を中止したときは、速やかに景観計画区域内における行為の中止届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(適用除外行為の追加)

**第4条** 条例第13条第4号に規定する規則で定める行為は、別表のとおりとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の告示)

**第5条** 条例第17条第2項による告示の内容は、次のとおりとする。

(1) 指定の年月日

(2) 景観重要建造物又は景観重要樹木の名称、愛称若しくは樹種

(3) 所在地

(景観重要建造物又は景観重要樹木を表示する標識)

**第6条** 景観法第21条第2項又は景観法第30条第2項の規定により設置する標識は、所有者と協議の上、当該景観重要建造物及び景観重要樹木の良好な景観を阻害しない場所に設置するものとする。

2 標識には、次に掲げる事項を表示するものとする。

(1) 景観重要建造物又は景観重要樹木の名称若しくは愛称

(2) 指定番号及び指定の年月日

(景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更許可申請)

**第7条** 景観法第22条第1項又は景観法第31条第1項の規定による現況変更許可の申請は、行為着手の30日前までに景観重要建造物等現状変更許可申請書(様式第4号)に変更内容が分かる図書を添付したものを提出して行うものとする。

第3章 雑則

(書類等の部数)

**第8条** 景観法、省令、条例及びこの規則により提出する書類は、正本1部及

び副本1部とする。

#### 附 則

この規則中第1条、第2条及び第3条並びに第5条から第8条までの規定は平成22年4月1日から、第4条の規定は平成22年9月1日から施行する。

#### 別表（第4条関係）

##### 適用除外行為の規模

適用が除外される行為の種類	景観形成重点地区
建築物に係る新築、増築、改築又は移転（以下この表において「新築等」という。）	建築面積が10平方メートル以下であるもの
建築物に係る外観の修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（以下この表において「変更等」という。）	前項に規定する規模以下の建築物であって、かつ、当該変更等に係る面積が見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）の5分の1以下であるもの
工作物（擁壁類又は塀類その他これらに類するもの並びに電気供給又は電気通信のための施設その他これらに類するものを除く。）に係る新築等	高さが5メートル以下のもので、かつ、築造面積が500平方メートル以下であるもの
工作物（擁壁類又は塀類その他これらに類するもの並びに電気供給又は電気通信のための施設その他これらに類するものを除く。）に係る変更等	前項に規定する規模以下の工作物であって、かつ、当該変更等に係る面積が見付面積の2分の1以下であるもの
擁壁類その他これに類するものに係る新築等	高さが2メートル以下のもので、かつ、長さが10メートル以下であるもの
擁壁類その他これに類するものに係る変更等	前項に規定する規模以下の擁壁類であって、かつ、当該変更等に係る面積が見付面積の2分の1以下であるもの
塀類その他これに類するものに係る新築等	高さが1.8メートル以下のもので、かつ、長さが5メートル以下であるもの

塀類その他これに類するものに係る変更等	前項に規定する規模以下の塀類であって、かつ、当該変更等に係る面積が見付面積の2分の1以下であるもの
電気供給又は電気通信のための施設その他これらに類するものに係る新築等	高さが20メートル以下のもの
電気供給又は電気通信のための施設その他これらに類するものに係る変更等	前項に規定する規模以下の電気供給又は電気通信のための施設であって、かつ、当該変更等に係る面積が見付面積の2分の1以下であるもの
開発行為	面積が500平方メートル以下のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	面積が500平方メートル以下のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さが2.5メートル以下のもので、かつ、面積が200平方メートル以下であるもの

※様式略